

豊後高田市人権施策基本計画 (改訂版)



豊 後 高 田 市

I 人権施策基本計画策定の背景と基本的考え方	
1 基本計画策定までの経緯	2
(1) 国際社会の取組	
(2) 国・県の取組	
(3) 豊後高田市の取組	3
2 豊後高田市の基本的考え方	4
(1) 目的	
(2) 基本理念	
(3) 基本方針	
II 分野別人権施策の推進	
1 部落差別問題	7
2 女性の人権問題	9
3 子どもの人権問題	11
4 高齢者の人権問題	13
5 障がい者の人権問題	15
6 外国人の人権問題	17
7 医療をめぐる人権問題	19
8 さまざまな人権問題	21
III 豊後高田市における人権施策の推進	
1 あらゆる場における教育啓発	26
2 人材の養成と推進環境の整備	27
3 関係機関・団体等との連携及び市民との協働	27
4 相談・支援・人権擁護の推進	28
IV 計画の推進にあたって	
1 推進体制	28
2 基本計画の見直し	28
(資料編)	
・ 日本国憲法（抜粋）	31
・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	33
・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	35
・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	42
・ 部落差別の解消の推進に関する法律	45
・ 大分県人権尊重社会づくり推進条例	47
・ 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	50
・ 大分県犯罪被害者等支援条例	58
・ 豊後高田市における部落差別をはじめ あらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例	62
・ 豊後高田市男女共同参画推進条例	64
・ 豊後高田市犯罪被害者等支援条例	69
・ 豊後高田市人権施策推進本部設置要綱	71

I 人権施策基本計画策定の背景と基本的考え方

1 基本計画策定までの経緯

(1) 国際社会の取組

20世紀、人類の起こした大きな過ち(世界戦争)の反省の上にとって、国際連合は、1948年(昭和23年)の総会において「世界人権宣言」を採択し、「基本的人権の承認は、世界平和の基礎であり、理性と良心によって支えられる」ことを明らかにし、人権に関する諸条約や国際年を制定し、その定着化に努めてきました。

しかし、近年の状況は、東欧圏の民主化はあったにせよ、その一方では、民族紛争や宗教対立などによって平和・人権・民主主義を脅かすさまざまな問題が発生している状況です。

こうした中、世界平和と秩序のキーワードは「人権」であるとして、1994年(平成6年)の総会で国際連合は1995年から2004年までを「人権教育のための国連10年」と定め、具体的プログラムとして「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。

これを受け、世界各地でより一層に人権教育が徹底される取組が進められました。

さらに、2004年(平成16年)に国連人権委員会で「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議」が採択されました。「人権教育のための世界計画」では、終了期限を設けず5年ごとのフェーズと行動計画が策定され、第1フェーズ{2005年(平成17年)～2009年(平成21年)}では、初等教育及び中等教育における人権教育、第2フェーズ{2010年(平成22年)～2014年(平成26年)}では、高等教育、公務員、法執行者、軍隊への人権教育、第3フェーズ{2015年(平成27年)～2019年(平成31年)}では、メディア・ジャーナリストへの人権教育及び第1・第2フェーズの行動計画の取組の強化などの行動計画が示されました。

また、2006年(平成18年)6月には人権の重要性に鑑み、国連経済社会理事会の下部機関であった人権委員会が、総会の補助機関の1つとして人権理事会へと強化されました。さらに、同年12月には障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約」が、2011年(平成23年)3月には「人権教育及び研修に関する国連宣言」が国連総会において採択されました。

(2) 国・県の取組

日本国憲法では、「基本的人権の尊重」が憲法の3大基本原則の一つとして述べられています。

しかし、わが国固有の人権問題である部落差別問題については、現憲法下でも根強い差別の実態は依然として残されてきました。

1965年(昭和40年)の「同和対策審議会答申」を受けて「同和問題の解決は、国の責務であり、国民的な課題である」との認識の下に、1969年(昭和44年)には、わが国で最初の総合的な人権施策となる「同和対策事業特別措置法」が制定され、さまざまな取組が行われてきました。

その施策も数度にわたる延長の中で、差別の結果としての実態的差別、すなわち生活環境面で存在していた格差は大きく改善されてきたのは確かです。しかし、結婚問題を中心に心理的差別は、依然として根強く存在しています。

国は「人権教育のための国連10年」の決議を受けて1997年（平成9年）に国内行動計画を策定しました。

そして、2000年（平成12年）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、2002年（平成14年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

また、2004年（平成16年）には文部科学省が「人権教育の指導方法等の在り方について」の第1次とりまとめを出し、2006年（平成18年）に第2次とりまとめを、2008年（平成20年）には第3次とりまとめを出しました。

そのほか、2000年（平成12年）には「児童虐待の防止等に関する法律」を制定し、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を、2005年（平成17年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「犯罪被害者等基本法」を制定、2008年（平成20年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、2013年（平成25年）に「生活困窮者自立支援法」及び「いじめ防止対策推進法」、並びに「障害者差別解消法」を制定しました。「障害者差別解消法」の施行は「障害者権利条約」批准後の2016年（平成28年）4月からとされ、その2016年（平成28年）にはいわゆる「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」が施行され、人権の個別課題に対応した法整備が行われています。

県においても、1998年（平成10年）「人権教育のための国連10年大分県行動計画」を策定し、さらに「人権教育のための国連10年」の基本的考え方の趣旨を踏まえ、2005年（平成17年）には、人権施策を総合的かつ効果的に推進するための指針として新たに「大分県人権施策基本計画」を策定しました。県教育委員会においても、2006年（平成18年）に「大分県人権教育基本計画」を策定しました。

そして、この基本計画に基づき、2008年（平成20年）12月に「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を策定し、2010年（平成22年）には条例に基づき「大分県人権尊重施策基本方針」及び「大分県人権尊重施策基本方針 実施計画」を策定しました。その後2015年（平成27年）4月に基本方針を改訂し、2016年（平成28年）4月には「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行しました。

また、2017年（平成29年）12月には犯罪被害者や遺族を支えるため、周囲の心ない言動などの「二次被害」の定義を盛り込んだ「犯罪被害者支援条例」が成立し、2018年（平成30年）4月から施行されるなど、共生社会の実現に向けた取り組みが進められています。

（3）豊後高田市の取組

本市では、1997年（平成9年）「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1998年（平成10年）に「人権教育のための国連10年豊後高田市行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定しました。

この行動計画も、2004年（平成16年）をもって終了しましたが、一層の人権意識の高揚のために行動計画の実践の中で積み上げられた成果・評価を踏まえ、更に一步踏み込んで人権

施策を総合的かつ効果的に推進するための指針となる「豊後高田市人権施策基本計画」を策定しました。

また、1996年（平成8年）に制定した「豊後高田市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例」を人権三法の成立を受けて2018年（平成30年）12月に改正しました。

この他にも、豊後高田市では2013年（平成25年）4月には「豊後高田市男女共同参画推進条例」、2018年（平成30年）9月には「豊後高田市犯罪被害者等支援条例」を施行し、誰もが安全に、安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組を進めています。

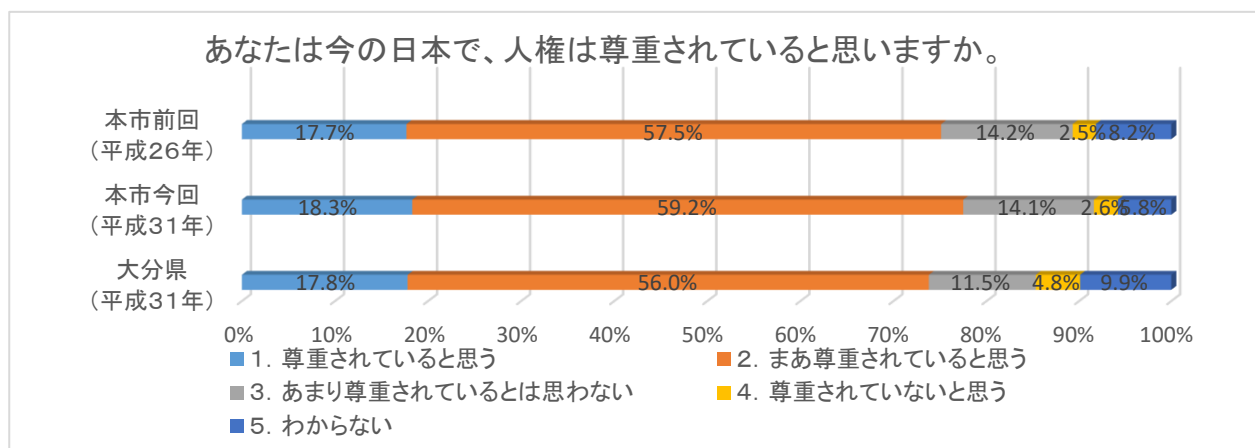
しかしながら、部落差別をはじめとする多くの人権問題が依然として未解決のまま存在し、また、国際化や少子高齢化、情報化社会の進展等、社会情勢の変化にともない、新たな人権に関する課題も生じてきています。

このようなことから、市民の人権・部落差別問題に関する意識の現状を把握・分析し、人権教育・啓発に関する施策を効果的に推進するための基礎資料とする事を目的に、2019年（平成31年）に「豊後高田市人権に関する市民意識調査」を実施しました。2014年（平成26年）に実施した前回の調査結果及び県が行っている「大分県民人権意識調査」結果との比較分析を行い、今後の人権教育・啓発に関する施策を進めることとしています。

「豊後高田市人権施策基本計画」の策定から10年以上が経過しました。この10余年間の社会情勢の変化に伴い、人権問題も複雑・多様化しています。このため、基本計画の見直しを行い、本市の人権教育・計画の推進を図ることとします。

市民の人権意識の状況「平成30（2018）年度豊後高田市人権に関する市民意識調査」（抜粋、以下同様）

図1 今の日本では人権が尊重されていると思うか



2 豊後高田市の基本的考え方

(1) 目的

この基本計画は、人権という普遍的文化の構築にむけた本市の基本的考え方、各分野の現状と課題、それに対する具体的な取組を明らかにし、本市における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく指針となるものです。

2000年（平成12年）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、地方公共団体の責務を明らかにしました。

その上にたつて、「人権教育のための国連10年」の基本的考え方の趣旨をも踏まえ、更に内容を充実させて新たに策定したものです。

（2）基本理念

すべての人々の人権が尊重される社会の実現は、「人権という普遍的文化の創造」を目指すという人類共通の願いです。

しかし、近年、社会の国際化や少子高齢化・情報化・価値観の多様化により、さまざまな社会問題が発生し、新たな人権課題が提起されています。

この計画では、社会制度や慣習に起因する差別の解消にむけて、市民の理解を深めるため差別の解消に取り組む社会の確立を目指すとともに、すべての人が自らの尊厳について認識し、多様な価値観と生き方を認め合う「共生社会」の実現を基本理念とします。

（3）基本方針

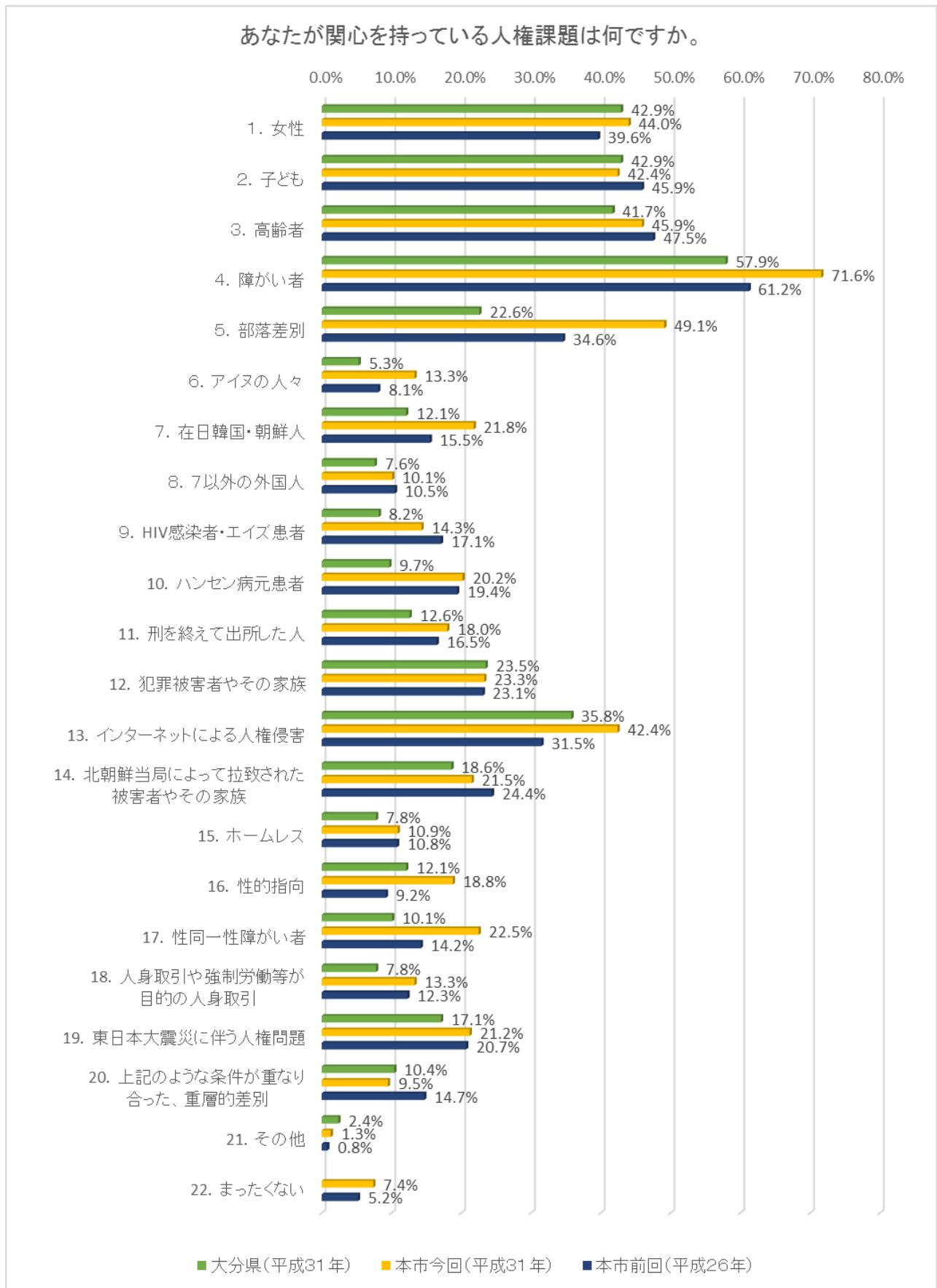
本計画書に基づき、「人権尊重社会の実現」を目指して、啓発活動や教育及び人権擁護に必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚につとめ、差別をしない、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めます。

「人権の世紀」といわれる21世紀において、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために教育の果たす役割は大きいと考えます。人権尊重社会の確立を目指し、学校教育・社会教育において人権教育がすべての教育活動の根底にあると位置づけ、人権意識の基礎を培う教育、豊かな人権感覚を育成する教育、人権を尊重する意欲や態度・技能を育成する教育を推進します。

具体的には、一人ひとりが、心豊かに生きがいのある充実した生活を送るために、生涯にわたって楽しく学び続けることが必要であり、互いのふれあい、学びあいを通して心の通い合う地域づくりに主体的に参画していくことが求められています。その過程において、市民一人ひとりが、人権に関するさまざまな問題に気付き、あらゆる場を学習の機会ととらえ、自発的に参加し、常に考える習慣を身につけることが大切です。

また、市民と行政が一体となり自主性を尊重するなかで、学校・地域・家庭・職域その他のさまざまな場を通じて、人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する重要課題の解決に向け積極的に取り組みます。

図2 国内の人権問題で、特に関心のある問題



II 分野別人権施策の推進

1 部落差別問題

【現状と課題】

1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申の中で、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べられています。これを受け、「同和対策事業特別措置法」「地域改善対策特別措置法」等に基づく同和行政が積極的に推進されました。

本市においても、部落差別問題は基本的人権に関する重大な社会問題であり、その解決は市政の重要課題であるとして、これまで各種対策事業や人権教育・啓発活動など各種施策を積極的に推進してきました。

その結果、一定の成果がみられますが、結婚問題を中心に差別意識がまだまだ解消されていません。引き続き人権教育・啓発活動の中身を充実させ、市民の人権意識の高揚に努めなければなりません。

インターネット上の部落差別については、2008年（平成20年）に「インターネットによる差別表現の流布事案に係る県と大分県下人権・同和対策連絡協議会の対応の申し合わせ」により、特定の「スレッド」の監視を行い、差別表現については大分県を通して法務省に削除依頼を行って参りましたが、十分な成果を上げることができていません。

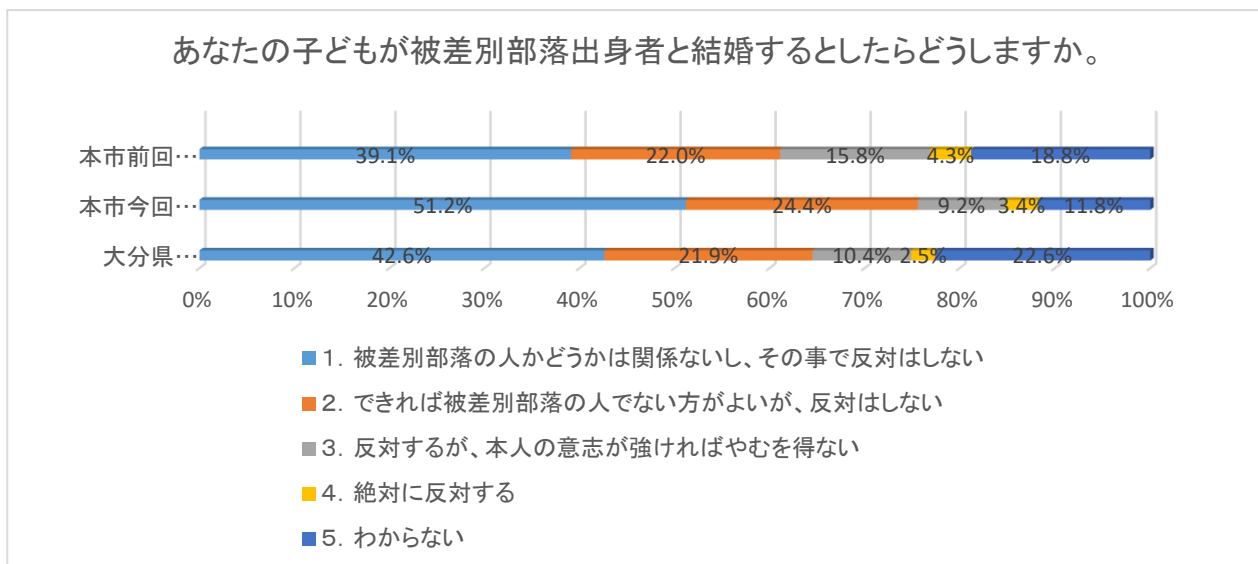
住民票の写し等の不正請求及び不正取得の防止については、2013年（平成25年）4月に本人通知制度が実施され、戸籍謄本などの不正取得による差別身元調査を防ぐための取組が進められています。

2019年（平成31年）に行った「豊後高田市人権に関する市民意識調査」では、「今もお、部落差別により人を見下したり、排除しようとする差別意識を持った人がいると思いますか。」という設問については、「差別意識を持っている人はまだ多い」が18.6%で、「なかには差別意識を持っている人がいる」が49.4%で、差別意識を持った人がいると思っている人が70%近くおり、「部落差別を解消するために必要なこと」については、「そっとしておけば自然になくなる」が20%を超えており、引き続き、人権教育・啓発活動の中身を充実させ、市民の人権意識の高揚に努めなければなりません。

2016年（平成28年）12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」では、「現在もお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」であるとして、「基本理念」、「国及び地方公共団体の責務」、「相談体制の充実」、「教育及び啓発」、「部落差別の実態に係る調査」等について定められており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。

本市でも、「豊後高田市における部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」を基調とし、部落差別の解消に向けた人権教育・啓発に関する必要な諸施策を次のように推進します。

図3 子どもが被差別部落出身の人と結婚したいと言った時の対応



【推進方針】

① 人権意識の普及・高揚

広く市民に対し人権教育及び人権啓発を推進し、人権意識の普及、高揚を図るとともに、それらにかかわる人材の育成を図り、関係機関との緊密な連携の下に人権相談等を実施して人権擁護の推進に努めます。

また、啓発活動については、部落差別問題を人権問題の重要な柱として捉え、より効果的・積極的に取り組みます。

② 教育の充実

あらゆる差別をなくすため各種講座・講演会等を開催するとともに、同和教育の成果を踏まえ、さまざまな人権問題に関する差別意識の解消を目指し、人権侵害の現状を的確に捉えながら、総合的な教育の推進に取り組みます。

学校教育においては、目の前の子どもたちの実態を捉え、発達段階に応じた教育の充実を図り、部落差別問題を正しく認識し、差別や不合理を見抜く力と差別の解消を図る意欲と実践力を育みます。また、基礎学力の定着、思考力、判断力、表現力等の育成、進路指導の充実に取り組みます。

また、社会教育においては、あらゆる学習の機会に、基本的人権の尊重を基調とする学習活動の促進と部落差別問題を解消するための学習に取り組んでいきます。

③ 経済生活の安定

生活相談・就労の促進・産業の振興など、関係機関と連携を取りながら推進に努めます。

④ 社会福祉の増進

福祉行政における諸制度の適正な活用及び指導に努め、社会福祉の推進を図ります。

また、住民参加の活動においては隣保館を有効に活用します。

⑤ 相談・支援・人権擁護の充実

部落差別を解消するため、国・県・民間団体との緊密な連携の中で、相談・支援体制の充実に向け推進に努めます。

2 女性の人権問題

【現状と課題】

世界的には1975年（昭和50年）の国際婦人年に女性の重要性が取り上げられるようになり、国においては、「女性差別撤廃条約」批准後、「男女雇用機会均等法」や育児・介護休業を取得できる「育児・介護休業法」等の制定をすることで個別の課題に対応するとともに、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」を制定し、女性の地位向上へ向けての取組が進められてきました

本市においても、男女が互いに人権を尊重し、ともに政治・経済・社会・文化等のあらゆる分野に参加できる積極的な取組を目指して、2009年（平成21年）3月に「ぶんごたかだ愛・あいプラン（豊後高田市男女共同参画計画）」を策定し、その後、社会情勢の変化などに対応するため、2013年（平成25年）に改定を行い、「第2次豊後高田市男女共同参画計画」による、男女差別の解消に向けた取組を進めています。

社会の習慣・慣行の中には女性に対する差別や役割意識が存在し、女性の生き方を阻んでいる状況がまだまだ多くあります。

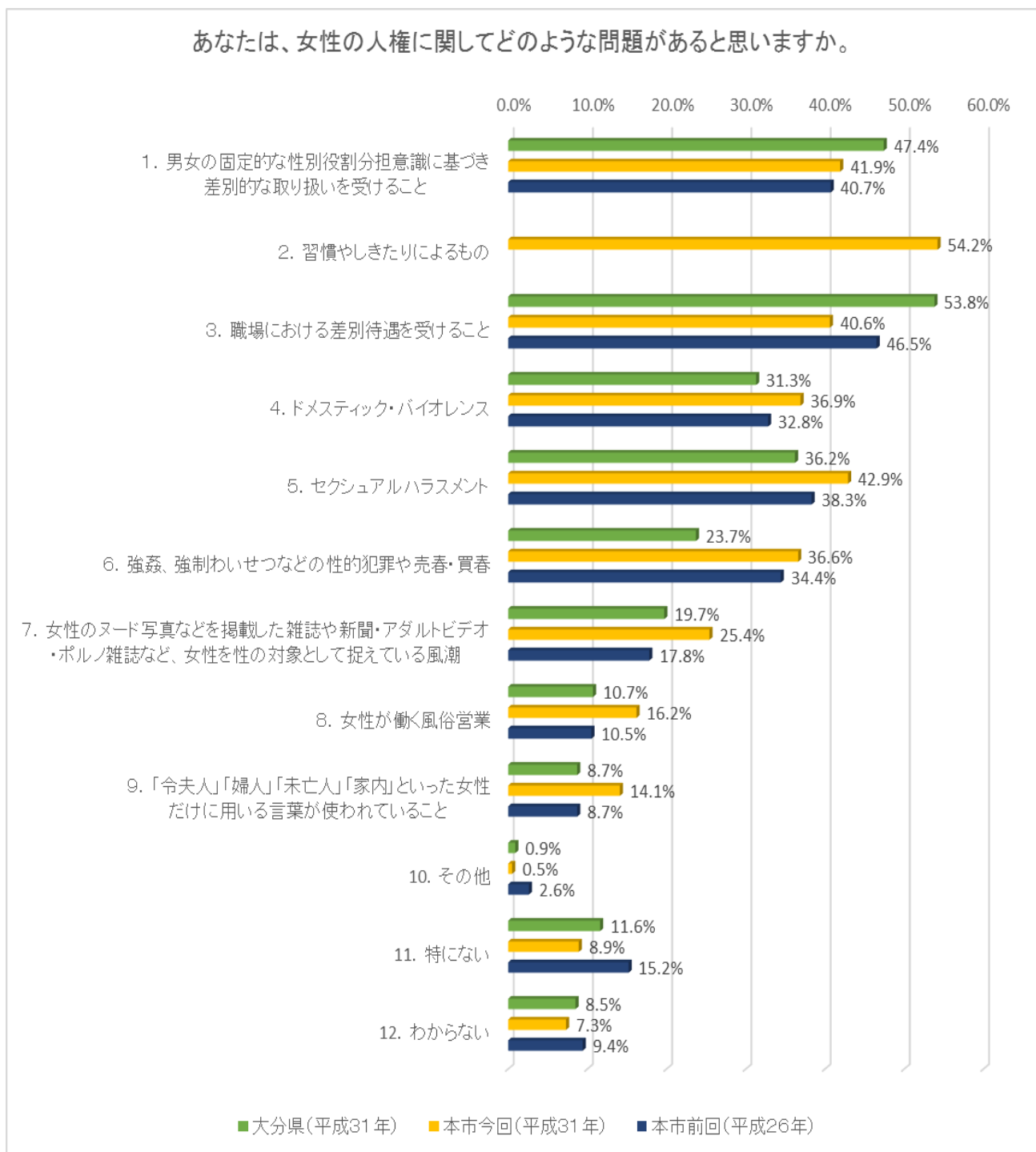
2019年（平成31年）に行った「豊後高田市男女共同参画社会づくりのための意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考えに対して、40.5%が「同感する」、「どちらともいえない」と回答し、「男女の平等」については、職場では55.4%が、家庭生活では59.5%が「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答し、依然として役割分担意識が根強いことが伺えます。

また、女性に対する重大な人権侵害である「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス（夫・恋人からの暴力）」の問題は、早急な対応が必要となっています。

この問題は男女の社会的地位や経済力格差、女性軽視の風潮が背景にあり、社会全体での対応が必要です。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」等の改正が行われ、「男女雇用機会均等法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等、法整備がすすめられる中、相談体制の充実や被害者支援にむけた取組など、人権尊重の視点に立ちこれらの問題を解決していく必要があります。

自分の中にある社会的・文化的に形成された性的差別の存在に気づき行動し、女性の人権が守られる社会づくりを目指して、次のような取組を推進します。

図4 女性に関することで、人権上問題があると思われること



※調査の内容にないものもあります。

【推進方針】

① 男女共同参画社会の実現を目指して

家庭・学校・職場などに、性別役割分担意識の払拭をはかり、女性人権尊重意識の醸成に向け、あらゆる機会をとらえ教育・啓発に努めます。

② あらゆる分野への男女共同参画を目指して

審議会等の女性参画や公的役割の女性登用を促進することなどで、あらゆる分野への参画の推進に取り組みます。

③ 男女が共に働きやすい環境づくり

職場で、家庭の中で、男女が共に働いていける環境づくりの充実、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の推進に努めます。

④ 相談窓口の充実

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の根絶に向け、相談体制の充実に努めます。

⑤ 学校教育

性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向け、子どもたち一人ひとりが自分らしさに気づき、性別で制限されることなく、どう生きるかを自己決定できる力を養っていきます。また、間違った性に関する情報や性暴力を許すような表現がメディアやインターネット上に溢れている実態の中で、子どもたちが自ら情報を読み解く力を育成します。

3 子どもの人権問題

【現状と課題】

1989年（平成元年）に国際連合において「児童の権利に関する条約」が採択され、わが国においても、1994年（平成6年）にこれを批准しました。

「日本国憲法」「教育基本法」「児童福祉法」等の法令ならびに「児童の権利に関する条約」等の趣旨に沿って、子ども一人ひとりが尊重され、保護されなければなりません。

また、1999年（平成11年）には「児童買春・児童ポルノにかかる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が制定され、児童虐待の予防、早期発見、子どもの人権擁護にむけた積極的な取組が求められています。

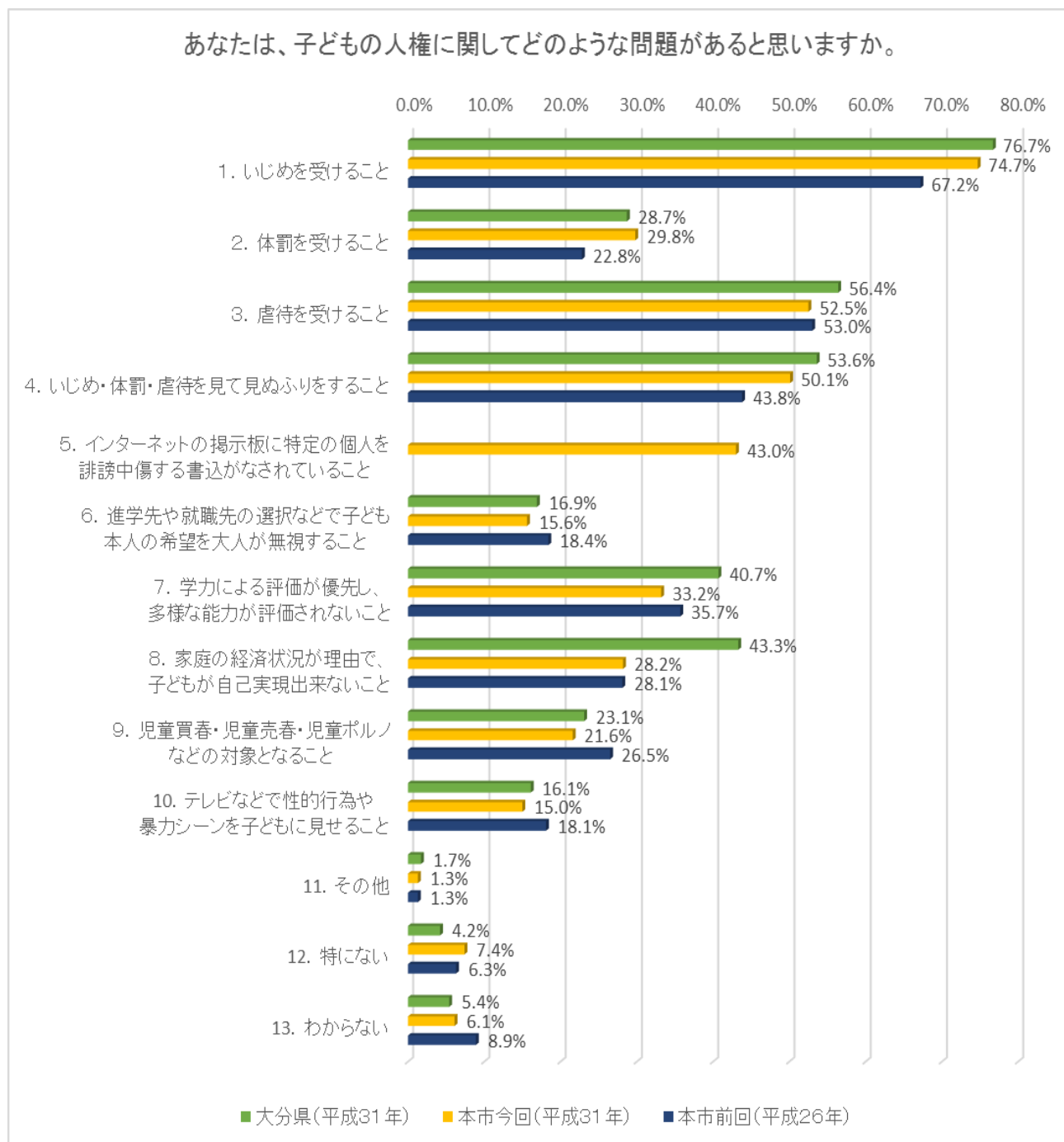
学校では、いじめや不登校の問題・暴力事件の低年齢化など深刻な状況になる一方、家庭では育児放棄（ネグレクト）や児童虐待、子どもの貧困などの新たな社会問題を抱えています。

これらは、近年の少子化や核家族化が進む中、現代社会が抱える課題（大人の側の自覚・意識）であり、他人に対する思いやりやいたわりの欠如、子育てに対する不安が要因として考えられ、早急な対策が必要です。

本市では、2003年（平成15年）「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことを受け、これからの時代を担う子どもの健全育成の充実を図るため、2005年（平成17年）3月「豊後高田市次世代育成支援行動計画」を策定しました。その後、2012年（平成24年）「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されたことを受け、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、2015年（平成27年）3月、次世代育成支援行動計画を包含した「豊後高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また、2013年（平成25年）に施行された「いじめ防止対策推進法」第12条の規定、国及び大分県のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「豊後高田市いじめ防止基本方針」、学校ごとの「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

子どもが一人の人間として尊厳を保持できるように社会環境の整備に努め、人権感覚を備えた社会人の育成を目指し、次のような取組を推進します。

図5 子どもに関することで、人権上問題があると思われること



※調査の内容にないものもあります。

【推進方針】

① 子育て支援の推進

あらゆる分野での子育て支援施策の充実を図りながら、子どもの健やかな成長が保障される環境づくり、地域ぐるみで子どもを育てる意識づくりを目指し、「子どもを健やかに育てる環境づくり」の推進に取り組みます。

② 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

子どもの人権問題の解決には、「子どもが権利の主体として尊重され、自分自身に誇りが持てる」人権教育・啓発の推進に努めます。

学校教育においては、「児童の権利に関する条約」の趣旨にのっとり、全教育活動を通じ、計画的・総合的に学習を進め、一人ひとりの能力・適正に応じた指導の充実を図り、ボランティア活動や社会体験等を通じて、人権感覚の醸成や豊かな心の育成に努めます。

また、社会教育においても、子どもの人格の重要性について認識と理解を深めるため、各種学級・講座等の学習内容の充実に努めます。

③ 相談・支援・権利擁護の充実

いじめ・不登校・虐待等に関する問題は、子どもの人権に係る重大な問題であります。

家庭における親子の信頼関係の回復とともに、学校における児童生徒と教職員との信頼関係の強化を図り、学校・家庭・地域が連携し、地域で子育てをサポートするシステムの構築を推進します。

4 高齢者の人権問題

【現状と課題】

国際社会では、1982年（昭和57年）高齢者政策の指針となる「高齢者問題国際行動計画」が採択されました。

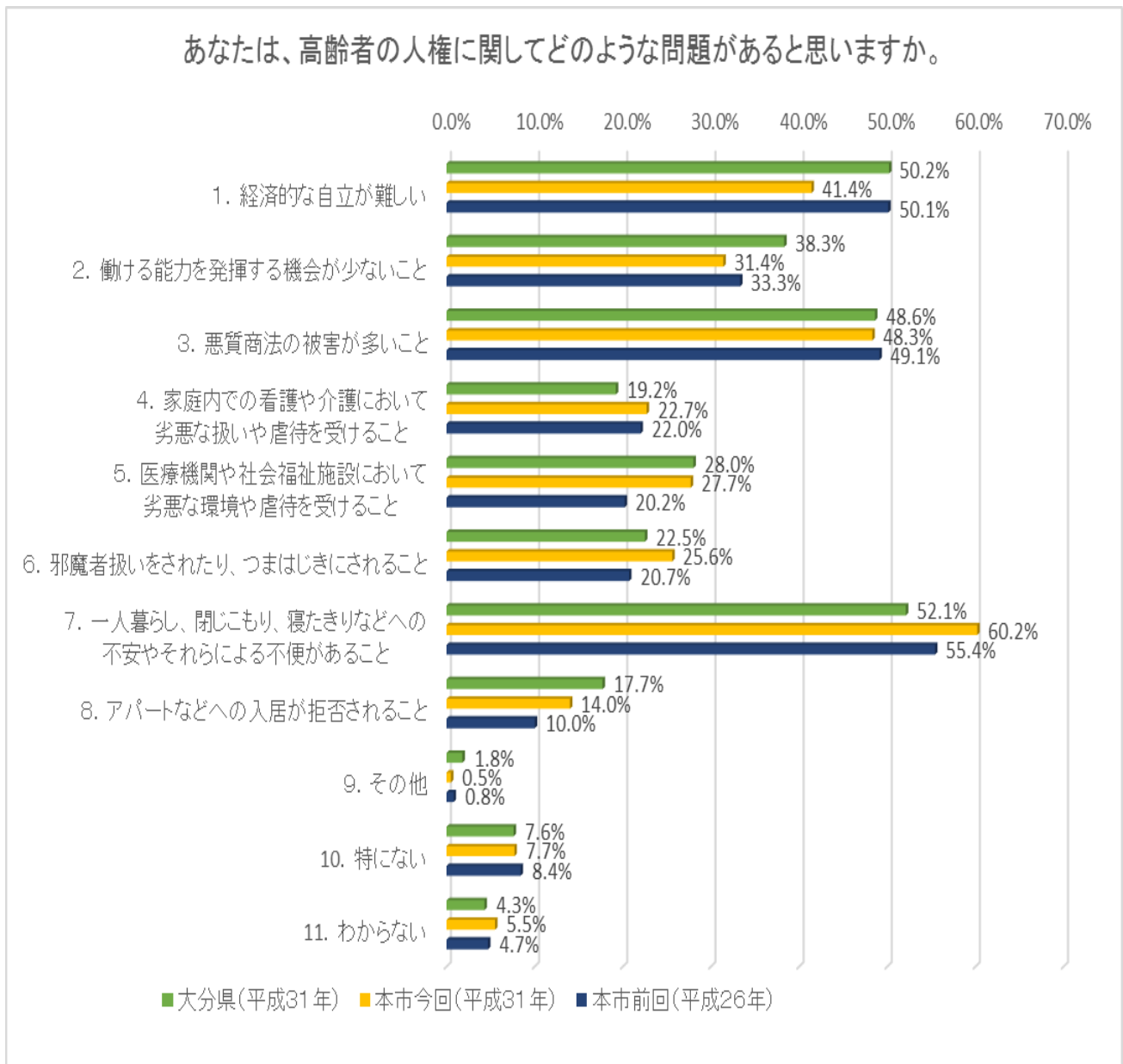
1991年（平成3年）の国際連合総会では、「高齢者のための5原則」が採択され、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。

国においては、1989年（平成元年）「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（ゴールドプラン）」を策定し、公共サービスの10年間の基盤整備目標を設定しました。このプランは、1999年（平成11年）には、「ゴールドプラン21」へと継承されています。2012年（平成24年）には、「高齢者社会対策大綱」が改正され、高齢者の捉え方の意識改革や、意欲と能力の活用、長寿命化への対応などが示されました。

本市においても、2000年（平成12年）「豊後高田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、3年毎に見直しを行い、高齢者保健福祉施策の推進を図っています。

近年では、高齢者に対する身体的・精神的な虐待、財産権の侵害、孤独死や自殺の増加などが深刻な社会問題となっています。高齢者の尊厳が尊重され生き生きと暮らせる社会の構築が求められています。一方、核家族化の進行等に伴い、子どもたちが高齢者とふれあう機会が少なくなっており、高齢者との多様な交流を通して高齢社会に対する理解の促進が必要です。そのためには、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図る学習機会を提供するとともに、各種情報の提供等を通じて生きがいづくりや社会参加活動を推進することが必要です。すべての人が社会の主人公として、主体的に自己実現を図りながら、豊かな高齢期を送れるような地域社会の実現と、高齢者がいつまでも心身ともに健康を保ち、地域社会で積極的な役割を果たしながら生き生きと生活できるよう、次のような取組を推進します。

図6 高齢者に関することで、人権上問題があると思われること



【推進方針】

① 福祉教育の推進

「豊後高田市老人保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」に沿って、介護サービス基盤の整備、認知症、高齢者の支援対策、元気高齢者づくり、地域生活支援体制の整備に力をいれています。

健康で生きがいをもち、明るく活力ある高齢社会をつくるためには、各世代、各層の調和の取れた協力と努力が必要です。そのために、高齢者とのふれあいなど、世代間交流を通じて福祉教育を推進し、福祉への理解と感心を高める取組をさらに進めます。

② 社会教育の充実

高齢者の持つ優れた経験を生かすことのできる活動の場を設定し、積極的に社会参加を図り、生きがいづくりを促進し、多様な学習機会の提供と支援体制の確立を図ります。

③ 保健・医療・福祉サービスの整備

壮年期の死亡の現象・健康寿命の延伸・生活の質の向上を目的に策定された「健康づくり計画ぶんごたかだ21」に基づいて、高齢者の健康づくり事業や介護予防事業を積極的に推進し、保健・医療・福祉の連携の取れた総合的な施策の展開を図ります。

④ 高齢者に優しいまちづくり

安全で快適な生活環境づくりのため、高齢者に配慮した住宅、道路、公園などの整備や安全対策を進め、高齢者の健康づくりの事業や介護予防事業を積極的に推進します。

5 障がい者の人権問題

【現状と課題】

障がいを持つ人々の基本的人権を尊重し、個人としての権利を保障することは、すべての障がい者施策の基本であります。

1981年（昭和56年）の「国際障害者年」、その後の「国際障害者の10年」（1983～1992年）、「アジア太平洋障害者の10年」（1993～2002年）を経て、1993年（平成5年）に「障害者基本法」が制定されて以降、国や県においても各計画の策定やそれに基づく各種事業が実施されてきました。

国においては、2006年（平成18年）12月に、国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されたことを受け、2011年（平成23年）に「障害者基本法」を改正し、2012年（平成24年）に「障害者総合支援法」を制定、翌2013年（平成25年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定、及び「障害者雇用促進法」の改正等、条約批准に向けた国内法の整備を行い、2014年（平成26年）1月に「障害者権利条約」を批准しました。

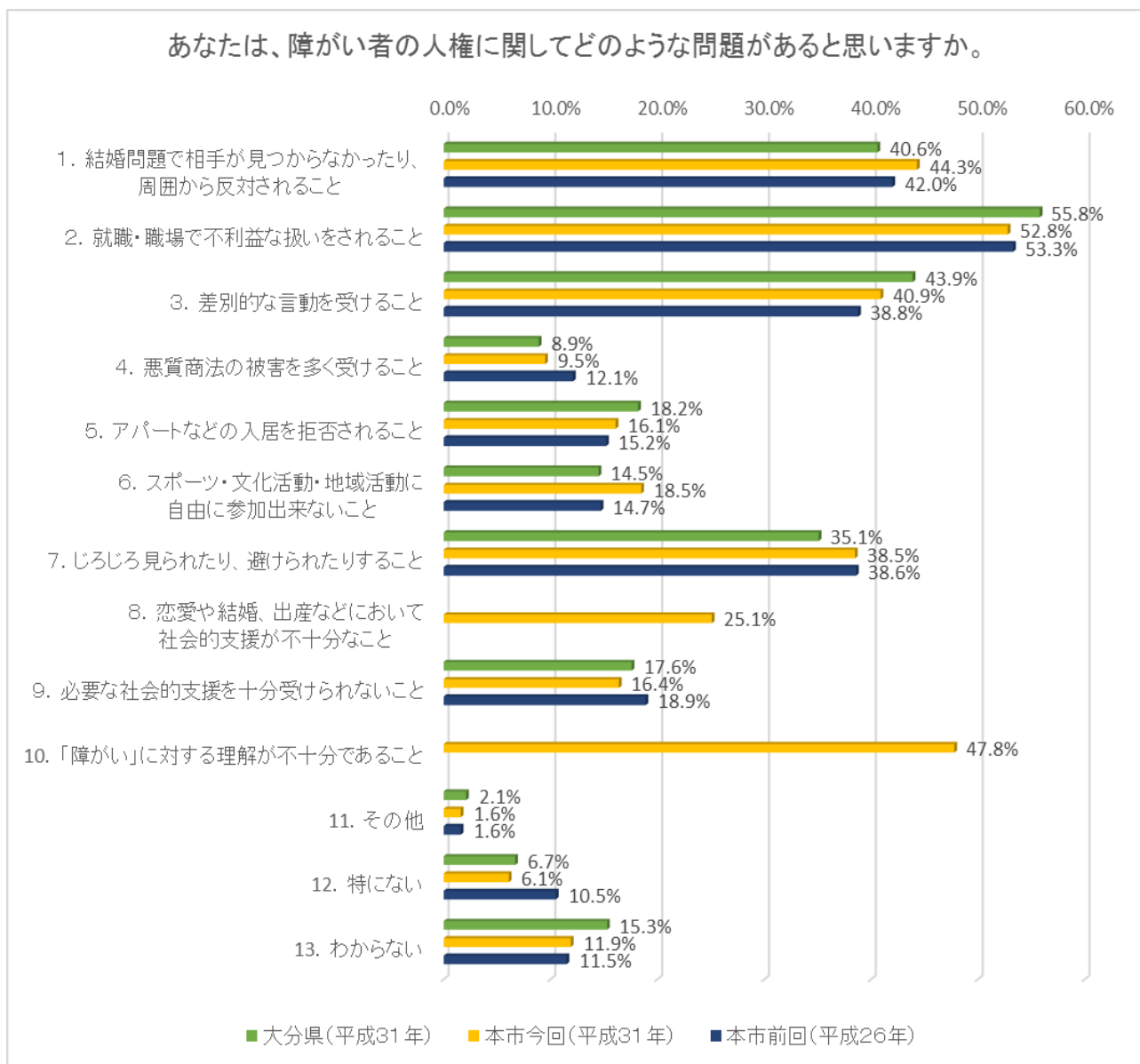
この条約の理念に基づき、他者との平等を基礎として障がい者の権利を確保するために、障がい者の概念をこれまでの「医学モデル」※1から「社会モデル」※2へと、障がい者問題に対する理解の転換を広く周知し、「合理的配慮」※3を促進し、その権利の実現を阻む「社会的障壁」を除去するとともに、ノーマライゼーション※4の理念の下、障がい者が自らの能力を発揮し、自己実現できる施策を一層推進することが必要です。

さらに、2003年（平成15年）措置制度が「ノーマライゼーションの実現を目標にした支援費制度」に移行し、2006年（平成18年）4月には「障害者自立支援法」が施行されるなど、障がい者をとりまく社会環境が大きく変わってきています。

本市においても、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会（共生社会）を目指す、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョン※5の理念を定着させ、共生社会を実現するため、各種施策を展開しています。

国、県をはじめ関係機関や関係団体との連携を図りながら、すべての市民が「支え合って共に生きる福祉のまちづくり」の実現を目指して、次のような取り組みを推進します。

図7 障がい者に関することで、人権上問題があると思われること



※調査の内容にないものもあります。

【推進方針】

① 障がい者の人権の正しい理解と認識の促進

障がいのある人に対する偏見や差別を解消し、支え合いながら共に生きる社会を実現するため、あらゆる機会を利用した教育、啓発を推進します。

「医学モデル」から「社会モデル」へ、障がい者問題理解の転換を広く啓発し、障がい者に対する偏見や差別を解消し、支え合い、共に生きる社会を実現するため、さまざまな機会を利用した教育・啓発を行います。

学校教育においては、子ども一人ひとりの障がいの状態等に応じて、合理的配慮の提供や基礎的環境整備を行い、特別支援教育の充実に努めるとともに、学校や地域で障がいのある人との交流等を通して、障がいについての理解や障がいのある人の思いや願いに触れるよう努め、差別や偏見は、障がいのない人にとっての問題であるという認識を深める指導の充実に努めます。

また、社会教育においても、広く市民が障がいに対しての正しい理解と認識を深め、関係団体等における福祉・人権教育の推進を図ります。

② 障がい者の主体性と権利の擁護

日常生活における福祉サービス利用の援助など、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者サービスの利用者としての権利を守るために、「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」の利用促進を図るとともに関係機関と連携して広報・普及に努めます。

また、不当な差別や人権侵害の起こることのないよう相談体制の充実を図ると共に、相談員や関係職員等に対する研修の充実に努め、市民に対する障がい者への理解促進と人権意識の向上・啓発に努めます。

③ 障がい者の社会参加の促進

ノーマライゼーションの理念である障がい者の自立と社会参加をさらに促進するため、あらゆる機会を利用して啓発活動の推進に努めます。

また、スポーツ・文化・芸術活動等への参加機会を促進し、支援すると共に障がい者自身の自立意識の促進を図り、安心した生活が営め、社会参加ができるよう各種施設等のバリアフリー化の促進にむけての意識啓発の推進に努めます。

学校教育においては、障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画を保護者とともに作成し、障がいの重度・重複化、多様化に対応した適切な支援（特別支援教育支援員の配置等）を行っていきます。

※1 医学モデル・・・障がい者が困難に直面するのは、病気や外傷等から生じた障がいによる個人的な問題にとらえ、専門職による個別の治療により克服するものという考え方。

※2 社会モデル・・・障がい者が困難に直面するのは、社会が障壁を作っているためにとらえ、社会のあり方こそが障がい者に不利を強いているとする考え方。

※3 合理的配慮・・・障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

※4 ノーマライゼーション・・・障がい者を特別視するのではなく、障がい者が社会の中で普通の生活を送れる条件を整えるべきであり、健常者と障がい者が共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

※5 ソーシャル・インクルージョン・・・社会的に弱い立場にある人々を排除・孤立させるのではなく、共に支え合い生活していこうという考えのこと。

6 外国人の人権問題

【現状と課題】

人・もの・情報・サービスなどのグローバル化の流れが急速に進展する中、就労者や留学生・企業研修生など、本市に在住する外国人は年々増加しており、2019年（平成31年）3月末現在で、外国人登録者は513人、その国籍数はベトナムや中国の人々をはじめ、19カ国となっています。

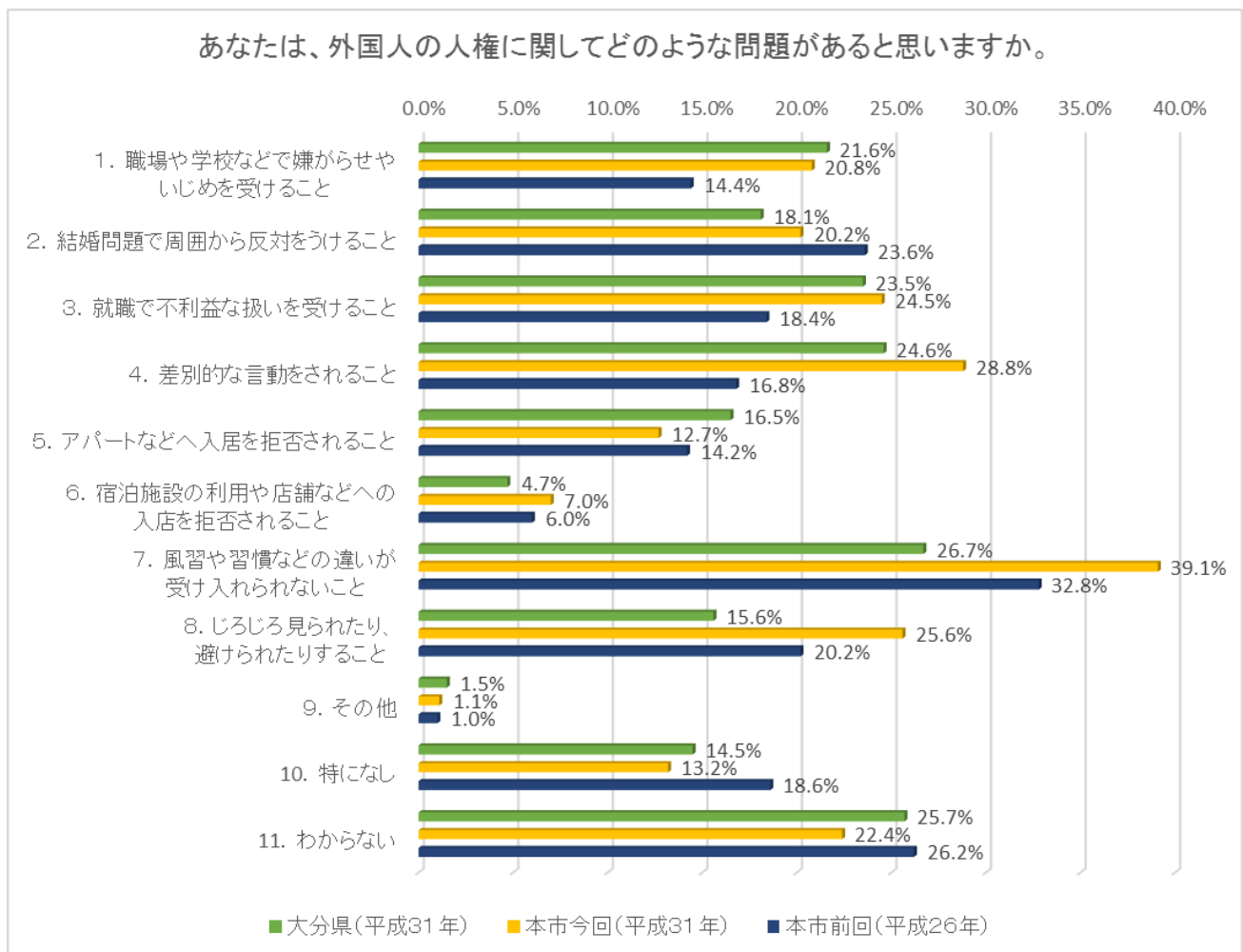
このような多彩な文化を持つ外国籍市民が安心して、快適に暮らせる生活環境が整備されるということは、すべての市民がお互いを知り、互いに学びあいながら個々の能力を遺憾なく発揮できる、快適で活力あふれるまちづくりにつながります。

しかしながら近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題化しています。一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心して生活できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は非常に悪影響を与えます。このようなことから、国は2016年（平成28年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の推進に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」を制定し、各地域でこの法律をもとに不当な差別的言動の解消に向けた取組が行われるようになってきています。

このような中で、人権のまちづくりを推進するためには、まず、外国人の人権問題について正しい認識を持ち、より相互理解を深めていくことが大切となっています。

本市は、外国人の人権について、啓発活動や教育に取り組み、外国籍市民に対して差別意識を持たず、共に快適に暮らすことのできる「共生・協働社会」の実現に向け、多文化を学ぶ機会や国際交流の充実を目指して、次のような取り組みを推進します。

図8 外国人に関することで、人権上問題があると思われること



【推進方針】

① 外国人理解のための教育・啓発

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受容し、正しく認識し、人権意識を育成することを目指した教育・啓発に努めます。

学校教育では、全教育活動を通じて多彩な習慣・文化・さまざまな国籍を持つ人々を理解・尊重する姿勢を育成し、共生・協働社会実現に向けた教育の充実を図ります。

また、社会教育においても、様々な機会を通じて国際理解教育を推進するとともに、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための啓発や学習機会の提供・充実を図ります。

② 外国籍市民が住みやすいまちづくり

人権教育・啓発と国際理解教育の推進等により、市民の多文化共生に関する理解を深めるとともに、外国籍市民が安心して快適に生活できるような生活環境の充実や情報提供に努めます。

③ 国際交流の推進

「共生・協働社会」の実現に向け、多文化を学ぶ機会や各種交流の充実を図ります。

④ 外国人児童生徒の教育の充実

平成22年に策定された「大分県在住外国人に関する学校教育基本方針」に基づき、外国にルーツをもつ児童生徒に関する教育を充実させ、自らの在り方生き方に自信と誇りをもち、自己実現を図ることができるよう支援していきます。

7 医療をめぐる人権問題

【現状と課題】

一人ひとりの市民が、患者の立場になったとき、一人の人間として尊厳が守られなければなりません。

そして、平等で最善の医療を受ける権利、病状について知る権利、プライバシーが保護される権利があります。

特に感染症に関しては、‘感染する’という特性のゆえに、ややもすると患者・感染者の排除につながりかねない側面を有しています。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の前文に記されているように、感染症対策は、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、患者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することにより成されなければなりません。

しかしながら、感染症や難病に対する認識不足から、患者や感染症に対する偏見や差別が根強く残っています。

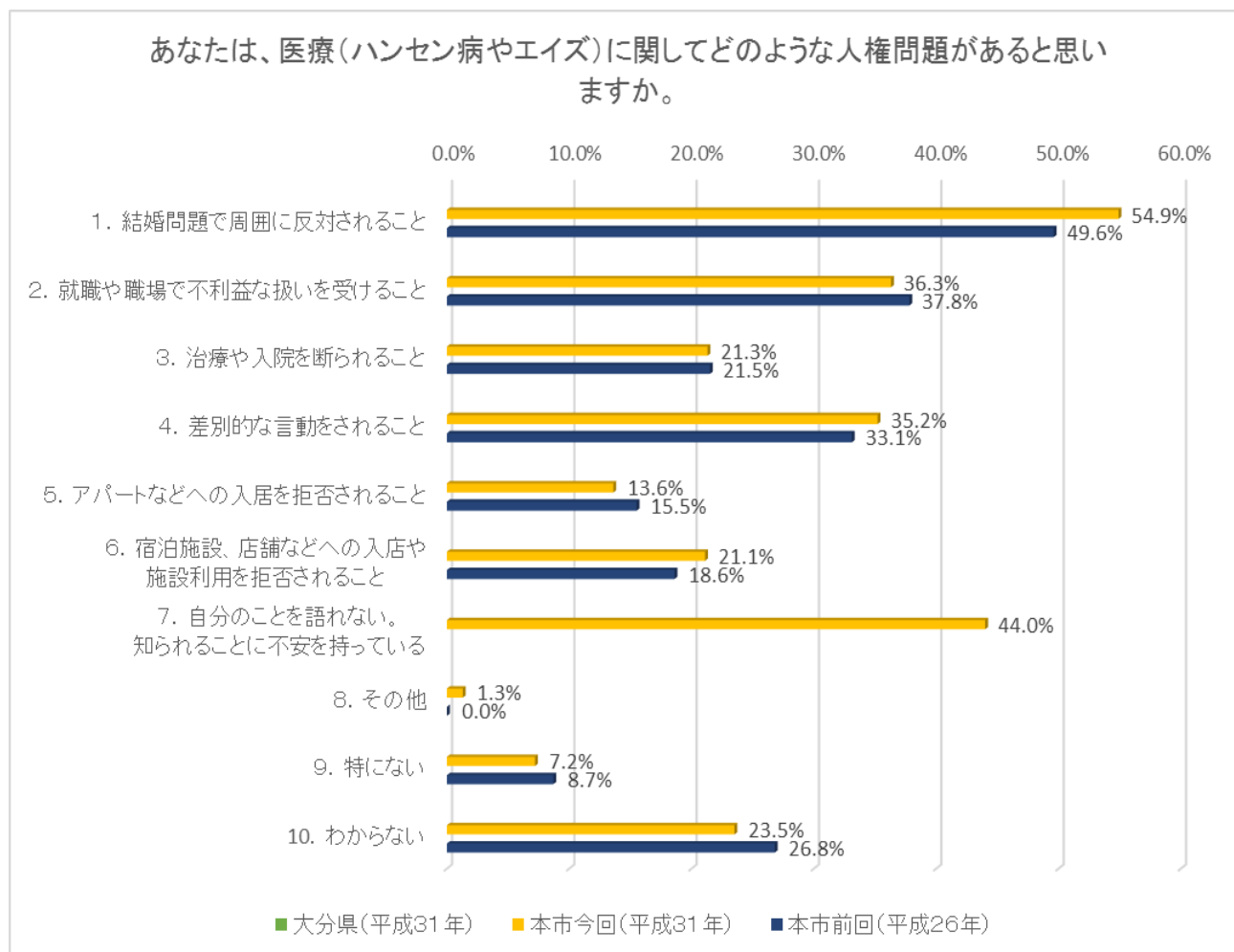
それが、医療現場における診療拒否、又は就労拒否・職場解雇・アパートなどの入居拒否と社会生活のさまざまな場面に現れてきました。

また、HIV感染症やハンセン病など治療法・予防法が進んだにも関わらず、「自分に

は関係ない一部の人の病気だ」という意識が根強く残っており、予防行動が適切になされな
 いために感染者の増加を招いたり、感染者に対する差別、偏見につながったりする状況が見
 られます。

H I V感染者やエイズ患者、ハンセン病元患者等に対する偏見や差別意識を解消し、す
 べての人の生命の尊さや共に生きていくことの大切さを広く市民に伝えていくため、次のよ
 うな取組を推進します。

図9 医療に関することで、人権上問題があると思われること



※調査の内容にないものもあります。

【推進方針】

① 医療に対する正しい知識・認識の推進

疾患に対する正しい知識・認識の普及、学校・地域・家庭が一体となった人権教育・啓
 発の推進に努めます。

また、診療の目的や内容等について、患者に対して説明する「インフォームド・コンセ
 ント」を促進し、患者本位の医療促進の推進を図ります。

② H I V感染症に関する正しい知識の促進

H I V感染症は、進行性の免疫機能障がいの特徴とする疾患であり、H I Vによって引
 き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(A I D S)と呼んでいます。H I V感染

症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではなく、正しい知識に基づいた通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、新しい治療法の開発等によって早期に治療を開始する等適切な対応をとればエイズの発症を抑えそれまでと変わらない生活ができることも可能になりました。

H I V感染者やエイズ患者については、他の感染症とともに若年層での増加がみられ、さまざまな保健活動を通じてのH I V感染症・エイズに関するチラシの配布等により、正しい知識の普及啓発を図るとともに、学校教育の場とも連携を深めながら、予防に関する知識や情報の提供に努めるなど、互いの健康への配慮や人権の尊重など、総合的な視点からの啓発活動の充実に努めます。

③ ハンセン病元患者の名誉の回復と正しい認識の促進

ハンセン病については、元患者に対する偏見と差別が一日も早く解消されるとともに、回復者の方々の名誉の回復を図り、社会復帰を推進することが重要です。

そのためにも、さまざまな機会をとらえ、リーフレットや展示物等を利用し、ハンセン病に対する正しい認識の普及啓発に努めるとともに、関係機関・団体とも積極的に連携し、市民に対する啓発活動を推進します。

8 さまざまな人権問題

これまで述べてきた重点的に取り組むべき分野別の他にも、プライバシーをめぐる問題、インターネットによる問題、犯罪被害者やその家族など、人権をめぐる問題がさまざまな形で社会に存在しています。

① プライバシー保護

情報処理技術等の急速な発展に伴い、個人情報を大量に収集・蓄積・利用することが可能になりましたが、インターネットを悪用した差別的な書き込み、他人への誹謗中傷や無責任な噂、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲載など、人権やプライバシーの侵害につながる行為等、重大な人権侵害が発生しています。

このため一人ひとりが個人情報の保護の重要性を認識し、正しい知識を身に付け理解を深めるとともに、個人情報保護に関しての意識の向上を図り、互いのプライバシーが尊重されるような積極的な啓発に努めます。

② ネット社会の人権侵害

インターネットの普及により、個人の名誉を侵害し、差別を助長する表現の掲載など、その匿名性、情報の容易さを悪用した人権に関わる、さまざまな問題が起きています。インターネットの利用については、利用者のモラル向上を図る啓発の推進に努めます。

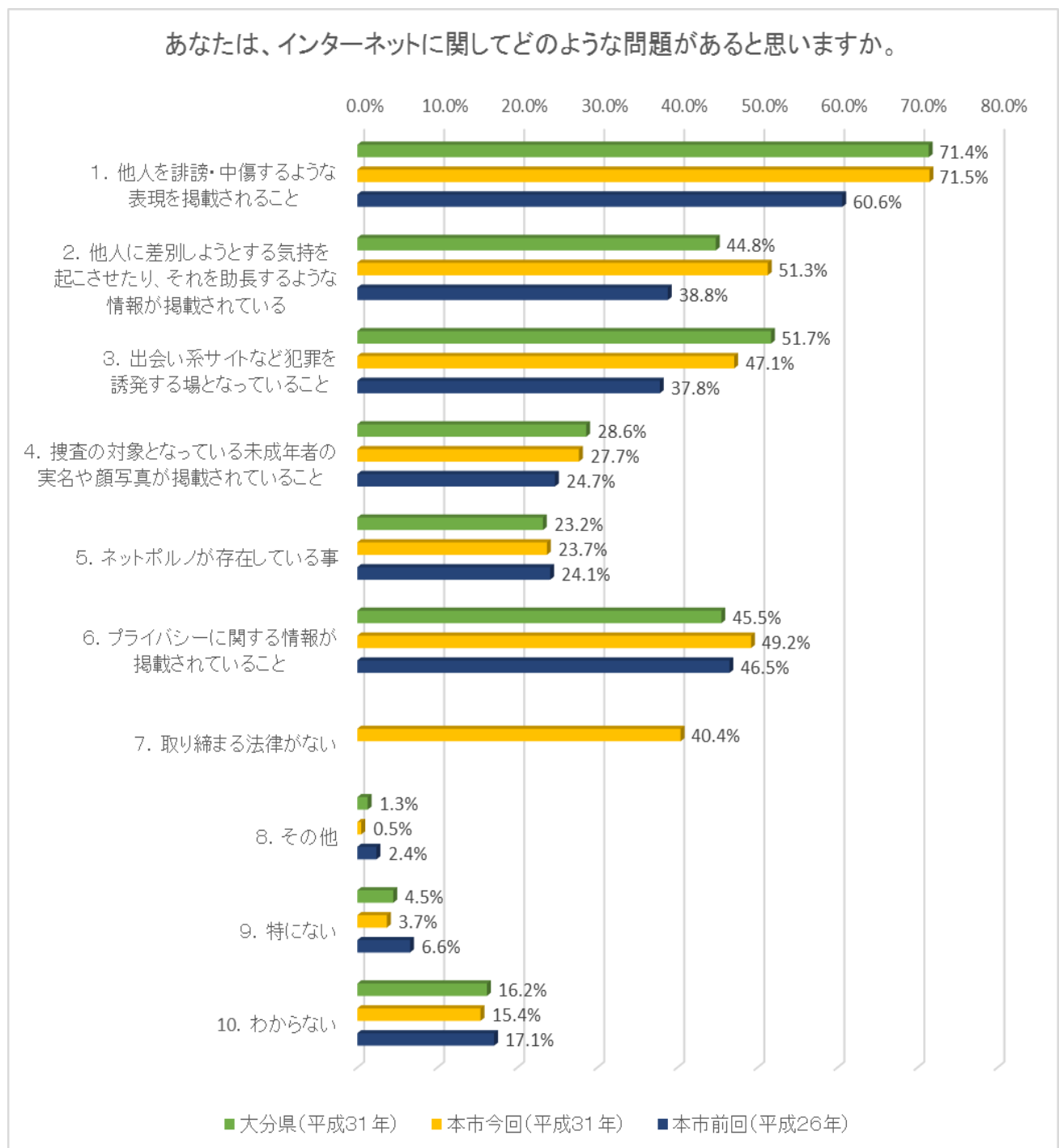
特に、スマートフォンやタブレット等の情報端末の普及や、ソーシャル・ネットワーキングサービス（SNS）等の急速な発達・普及により、インターネットは子どもから大人まで、ほぼ全ての世代で身近なものになっています。このような中、インターネットを悪用した差別的書き込み、他人への誹謗中傷や無責任な噂、プライバシーを無視した特定の個人情報の無断掲載や公開など、人権の侵害につながる行為が増加しており、対応のあり方が問題にな

っています。

そのため、インターネットの利用に関しては、情報モラルの向上と、大量の情報の中から正しいものを見抜き、間違った情報の拡散や発信を行わない情報リテラシーの向上のための教育・啓発を推進します。

学校教育においては、さまざまな学習機会を捉え、インターネットを利用した情報化の進展が社会にもたらす影響の重大性についての学習を深めていきます。特に、情報収集や発信の主体者としての責任を自覚させ、確かな人権感覚に基づく情報モラルを身につけさせる教育を推進していきます。

図10 インターネットに関することで、人権上問題があると思われること



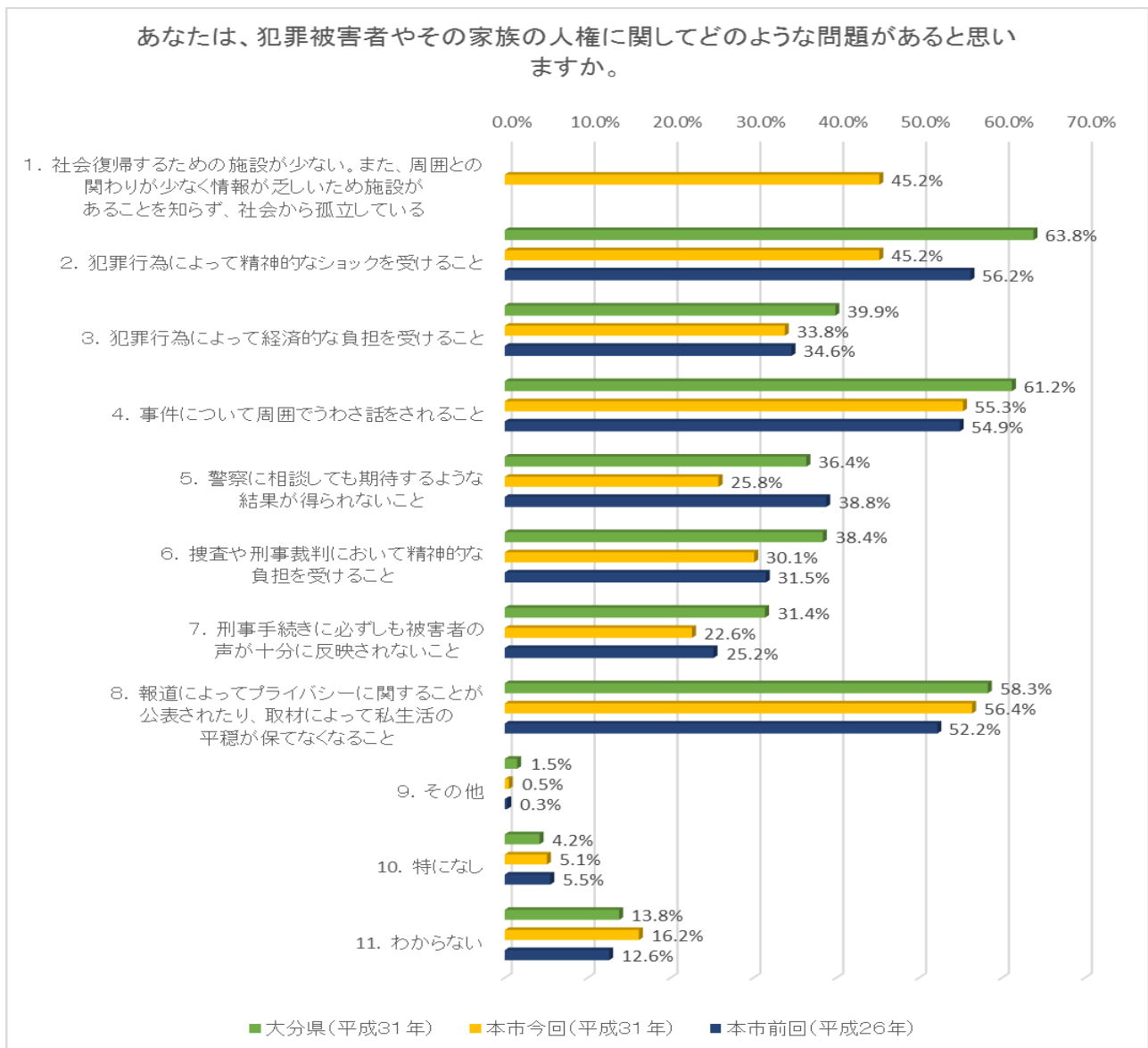
※調査の内容にないものもあります。

③ 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、生命を奪われる、身体に傷害を負わされる、財産を盗まれるなどの精神的、経済的のみならず、捜査中の精神的負担、周りの人々からのいわれのない噂や中傷、マスメディアの報道など二次的被害が生じています。2005年（平成17年）には犯罪被害者やその家族の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が施行され、国、地方公共団体及びその他の関係機関や民間団体等が連携して、犯罪被害者等に対する支援が行われるようになりました。

また、2017年度（平成29年度）にはインターネットを通じた誹謗中傷などの二次的被害への対策を明記した「犯罪被害者等支援条例」が、県で成立し、2018年（平成30年）4月1日から施行されました。豊後高田市でも、2018年（平成30年）9月には「豊後高田市犯罪被害者等支援条例」を施行し、これらの条例により、犯罪被害者やその家族、遺族の生活再建への行政の協力や、誰もが安心して暮らせる社会づくりの推進が期待されています。犯罪被害者やその家族の人権が侵害されないようなプライバシーの保護など犯罪被害者の理解を深めるための人権教育・啓発に努めます。

図1-1 犯罪被害者に関することで、人権上問題があると思われること



※調査の内容にないものもあります。

④ 性的少数者の人権問題

性については、性別を男性と女性の2つとし、異性を恋愛・性愛の対象とすることが当たり前という固定観念があり、それ以外の性の在り方に対する理解は十分とはいえない現実があります。

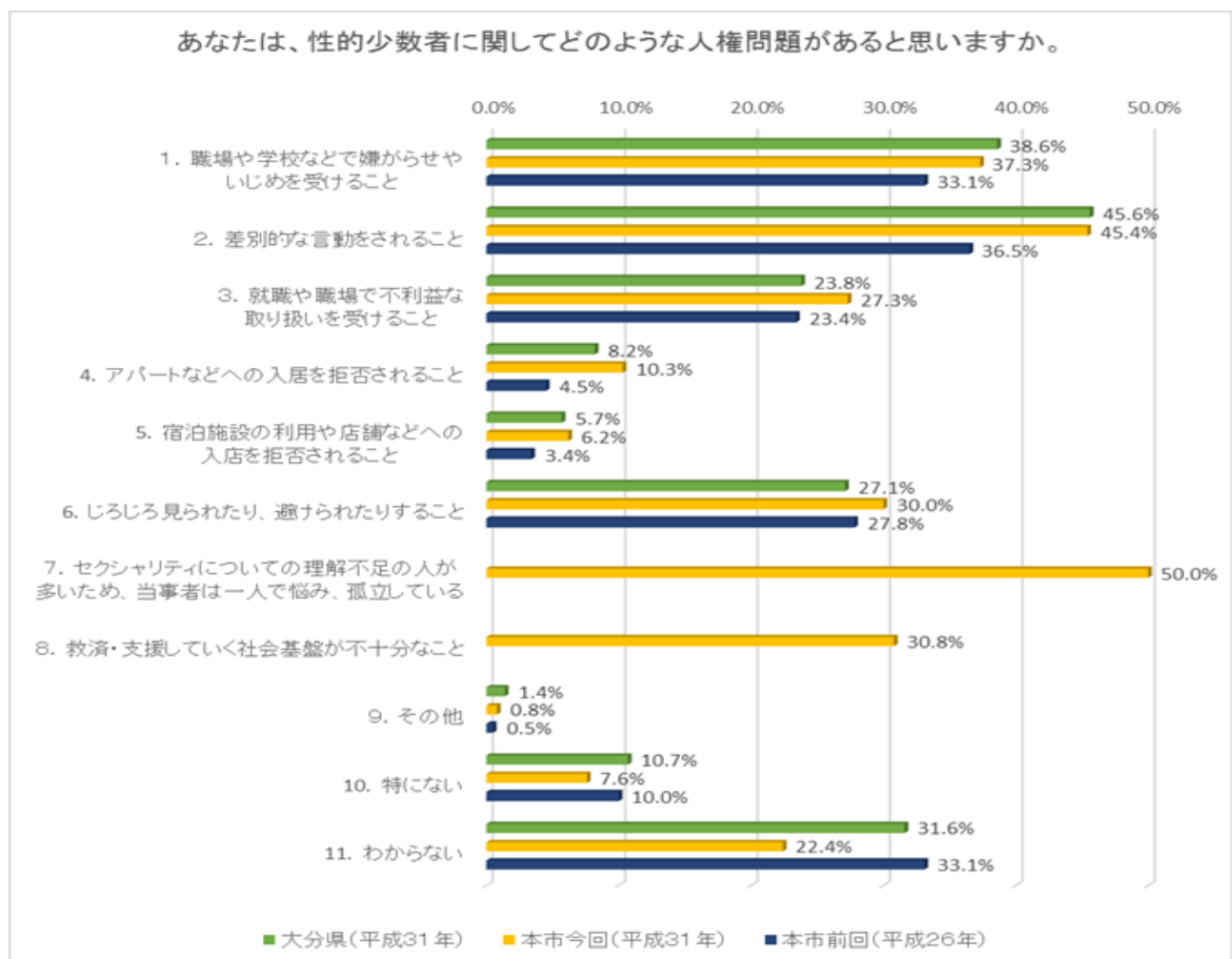
性同一性障がいとは、自分の性をどう捉えるかという性自認について、生物学的な性と心理的な性とが一致していないため、社会生活に支障がある状態を言います。

2004年（平成16年）7月施行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、戸籍上の性別変更が制度化され、2008年（平成20年）の改正により、さらに変更要件が緩和されています。

性的指向は、恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。異性愛者以外の同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために依然として周囲の心ない好奇の目にさらされたり、根強い偏見から差別を受けたりと、大きな悩みや苦しみを抱いているのが現状です。

性についての理解を深め、性的少数者の人権を守るとともに、誰もが自分らしい人生を送ることができる社会の実現を目指して人権教育・啓発に努めます。

図12 性的少数者に関することで、人権上問題があると思われること



※調査の内容にないものもあります。

⑤ その他の人権問題

以上の問題以外にも、アイヌの人々への問題をはじめ、自死遺族、北朝鮮当局に拉致された被害者等、東日本大震災に起因する人権問題、職業に関する差別、刑を終えて出所した人や家族への偏見や差別から社会復帰を困難にしている問題や、ホームレスに対するいやがらせや集団暴行、人身取引などの、新たな問題も発生しています。

「人権教育のための国連10年」の実践の中で積み上げられた成果・評価を踏まえ、人権侵害の現状を的確に捉えながら、さまざまな人権問題に関する差別意識の解消を目指し、総合的な人権教育・啓発の推進を図ります。

Ⅲ 豊後高田市における人権施策の推進

基本計画の目標と基本理念、人権問題の現状と課題を踏まえて、今後の豊後高田市における人権教育・啓発の推進方針を以下に示します。

1 あらゆる場における教育・啓発

この計画の基本理念である「共生社会の実現」と「人権文化の構築」による人権尊重社会の実現を目指すため、それぞれの課題に対し、市の施策や事務に人権尊重の精神が生かされるよう、分野別施策の方向性と基本方針を明らかにし、市民一人ひとりが、自主的に人権尊重の理解を深め、これを体得することができるよう、学校・地域・家庭・職域など、あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発を推進し、人権意識涵養の多様な機会を提供するよう努めます。

① 学校や保育所における教育・啓発

保育所や幼稚園においては、自分と異なる個性を尊重し、豊かな相互関係を深めることのできる子どもを育成する必要があります。このため、体験活動などを通し集団との関わりの中で人との違いに気づくことや生命を尊重する心を養う保育・学習活動に取り組みます。

学校教育では、自他の人権を尊重する豊かな人間性を身につけ、差別を見抜き、差別を許さない実践力・行動力をもった児童生徒を育成していきます。「部落差別解消推進法」の施行をふまえ、学校教育における体系的・効果的な部落問題学習の実施、カリキュラムの充実を図ります。

家庭と地域社会との連携を深める中で、ボランティア活動や社会体験活動など、人権意識を高める学習を進め、主体的な行動力や豊かな創造力など「生きる力」を育み、一人ひとりの個性やお互いの人権を認め合う学習を推進します。

また、全教職員が人権課題を的確に把握し、共通理解をし、教育活動全体を通して人権に対する正しい理解や人権問題をとらえる感性、課題の解決に向けた実践力の向上を図ります。

いじめや体罰・性的いやがらせ等に対する相談活動の充実を図るなど、問題の未然防止に努め、学校や幼稚園、保育所が安心・安全に過ごせる場所になるよう環境整備に努めます。

② 地域社会や家庭における教育・啓発

社会教育においては、一人ひとりが互いの基本的人権を尊重するとともに、自らの生活の中にある、人権・部落差別問題に関わる課題に気づき、理解し、解決しようとする意欲と行動力につながる人権意識の醸成が求められます。

インターネットを悪用した人権問題をはじめ多くの人権問題が存在している現在、豊かな人権感覚を育成する教育や人権意識の基礎を培う教育の推進が求められています。

そこで、社会教育施設や各種団体などでのさまざまな学習の場の人権尊重の視点を取り入れ、人権意識の高揚を図ります。

地域や家庭における人権教育では、問題を正しく理解し、その解決を図ろうとする意欲を持った市民を育成することを目的とします。そのため、個人の尊厳を再認識する基本的な

社会性を身に付けるための人権尊重の理念の普及啓発に努めます。

また、公民館などの社会教育施設を中心として、地域の実態に即した課題を把握し、自治会単位や各種団体などへの情報提供や、学習相談、講師派遣などの学習機会の拡充と支援に努め、家庭や学校、地域社会が連携した住民総参加型の教育・啓発活動に努めます。

③ 企業（職域）における教育・啓発

企業や職域団体においては、豊後高田市人権教育啓発推進協議会の活動を中心に主体的に人権活動や人権に配慮した職場作りに取り組めるよう支援します。

企業（職域）では、企業の社会的責任（CSR）という考え方が定着しつつあり、公正な採用・配置・昇任・職場環境の整備などを通じて人権の尊重を確保することと、企業の実情に応じて人権教育や啓発を自主的に継続的に推進することが望まれます。

そのために、企業内研修において人権に関するプログラムを設定して、各種学習会や講演会等への積極的な参加を要請するとともに、企業における人権意識の高揚を図るための広報や啓発・支援に努めます。

④ 特定職業従事者に対する教育・啓発

行政職員や福祉関係者、教職員など、人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の充実に努めます。

市職員に対しては、階層別研修で人権研修を計画的に実施するとともに、各種の人権に対する取組に積極的に参加し人権意識の涵養に努めるとともに、各職場で人権に対する理解が進むよう職場単位の人権担当者を配置し、人権に関する問題点の抽出や職員の人権意識の高揚を図り、その結果が市の施策に反映できるように努めます。

教職員等については、人権問題に対する理解と認識を深める中で就学前教育・学校教育において子どもたちの感性を指導できるよう研修の充実に努めるとともに、各種研修会の成果が教育活動・教育内容に生かされるような活動に取り組みます。

2 人材の養成と推進環境の整備

人権学習や啓発に関しては、市民の学習活動を指導し、助言できる人材の育成が必要であり、関係機関や団体との連携を深める中で人材の育成に努めます。

また、国・県・各種団体の実施する研修会等を活用する中で、教育や啓発の企画ができる人材の養成に努め、これらの人が能力を発揮できるよう支援を行うとともに、豊後高田市人権教育啓発推進協議会への人材の登録制度等に努めます。

3 関係機関・団体等との連携及び市民との協働

この計画を効果的に推進するためには、国・県、関係団体等との連携は不可欠であり、人権関連情報・教材・指導者等必要な情報の共有について連携していきます。

また、人権を尊重し、共に支えあう豊かな地域社会を作るためには、ボランティアやNPO・NGOの果たす役割は大きく、行政との協働を推進し、地域における人権問題の解決のため、

地域社会を構成する市民や団体との相互協力体制に取り組み、その活動が発展強化されるよう支援していきます。

4 相談・支援・人権擁護の推進

人権救済制度のあり方については、「人権擁護推進審議会」の答申において、相談は適切な助言を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、本格的な救済手続きへの導入や他の救済に関わる制度等を利用すべきものについてはその紹介・取次ぎによる振り分け機能を持っているとされています。

人権侵害を受けた被害者救済については、裁判制度のほか、国や県では児童問題や労働問題等の課題ごとの相談機関を設置し、個別の分野で取り組まれております。

豊後高田市では、毎月人権擁護委員による人権相談が行われているほか、法務局宇佐支局や人権・同和対策課、隣保館などで随時人権に関わる相談を受け付けています。

また、女性や子ども、いじめ、不登校などそれぞれの窓口で県や関係機関と連携して相談や支援業務を行っています。人権問題の複雑かつ多様性から今後、相談機関のネットワーク化や法律やカウンセリングなどの専門的なスタッフの資質向上のための研修に努め、相談・支援体制の拡充に努めます。

IV 計画の推進にあたって

1 推進体制

(1) 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るために「豊後高田市人権施策推進本部」を中心に推進します。

(2) 民間団体等関係団体と連携を深め、広く人権教育・啓発の推進が図られるよう働きかけるとともに、積極的な支援に努めます。

(3) 人権教育・啓発の推進にあたっては、幅広く市民の意見を求め、計画の推進に反映します。

2 基本計画の見直し

国・県の進捗状況を踏まえ、中長期的な計画とし、必要に応じ適宜見直しを行います。

「豊後高田市基本計画」

資料編

資料編目次

・ 日本国憲法（抜粋）	・・・	31
・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	・・・	33
・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	・・・	35
・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律	・・・	42
・ 部落差別の解消の推進に関する法律	・・・	45
・ 大分県人権尊重社会づくり推進条例	・・・	47
・ 障がいのある人もない人も	・・・	50
心豊かに暮らせる大分県づくり条例		
・ 大分県犯罪被害者等支援条例	・・・	58
・ 豊後高田市における部落差別をはじめあらゆる 差別の解消を推進し人権を擁護する条例	・・・	62
・ 豊後高田市男女共同参画推進条例	・・・	64
・ 豊後高田市犯罪被害者等支援条例	・・・	69
・ 豊後高田市人権施策推進本部設置要綱	・・・	71

（基本的人権）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（国民の責務）

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重）

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等）

第 14 条 すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

（思想、良心の自由）

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（集会、結社及び表現の自由と通信の秘密）

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

（居住、職業選択の自由）

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

（学問の自由）

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

（婚姻）

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権)

第 25 条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育の権利義務)

第 26 条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利義務)

第 27 条 すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(基本的人権の本質)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守)

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施

策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 3 章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第 7 号、第 10 条及び附則第 4 条第 1 項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律 第 70 号）第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの

へ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（同法第 21 条第 3 号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第 4 条 国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第 2 章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第 6 条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定

する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外におけ

る障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第 17 条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第 2 項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第 18 条 協議会は、前条第 1 項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第 2 項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第 1 項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 19 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 20 条 前 3 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑 則

(主務大臣)

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰 則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。

2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。

3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する附帯決議（参議院）

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1 第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。

2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。

3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

(目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

この法律は、公布の日から施行する。

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議（参議院）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

人権は、すべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利である。すべての人は、様々な個性をもった存在であり、人間として皆同じように大切な人権を有しているのである。

しかしながら、今日なお、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害が存在し、私たちの解決すべき課題となっている。

一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

ここに、私たち大分県民は、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策（以下「人権尊重施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もってすべての人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人権が尊重される社会づくりの推進は、すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、すべての人が差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びにすべての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、人権が尊重される社会づくりの推進に当たっては、県民（県民がその構成員である団体を含む。以下同じ。）、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

3 県は、人権尊重施策を実施するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる場に

において、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。

2 県民は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。

2 事業者は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との協働)

第6条 県及び市町村は、それぞれが実施する人権が尊重される社会づくりに関する施策について、相互に協力するものとする。

第2章 人権尊重施策の実施

(人権尊重施策基本方針)

第7条 知事は、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するため、人権尊重施策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 人権教育、人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策の方針

二 相談、苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策の方針

三 社会的弱者に係る人権の諸課題に関する取組の方針

四 前三号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりを推進するために必要な事項

3 知事は、基本方針を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本方針の具体化の方策としてその実施に関する計画を定めるものとする。

(差別をなくす運動月間及び人権週間)

第8条 差別の解消の取組を進めるために差別をなくす運動月間を、人権についての理解を広めるために人権週間を設ける。

2 差別をなくす運動月間は8月1日から同月31日までとし、人権週間は12月4日から同月10日までとする。

3 県は、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨を普及するとともに、その趣旨にふさわしい取組を行うものとする。

4 市町村は、地域の実情に応じて、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

(顕彰)

第9条 知事は、基本理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりの推進に寄与し、県民の模範となる取組を行ったと認められるものを顕彰することができる。

2 知事は、前項の規定による顕彰を行うに当たっては、大分県人権尊重社会づくり推進審議会の意見を聴くものとする。

(事業者を支援する施策)

第10条 知事は、人権教育及び人権啓発の活動に取り組む事業者に対して、その活動を支援する施策を行うものとする。

(調査研究)

第11条 知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、県民意識の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告等)

第12条 知事は、毎年、人権尊重施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 大分県人権尊重社会づくり推進審議会

(大分県人権尊重社会づくり推進審議会)

第13条 次に掲げる事務を行うため、大分県人権尊重社会づくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 第7条第1項の規定による基本方針の策定に当たって意見を述べること。
- 二 第9条第2項の規定により顕彰について意見を求められた事項について、意見を述べること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりの推進に関する重要な事項について、知事に提言すること。

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例

私たち大分県民は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、教育や就労をはじめ、恋愛、結婚、妊娠や子育て等人生のあらゆる場面において、それぞれの選択を尊重するとともに、相互に助け合い、支え合う社会を実現することを願う。

本県では、これまで、障がいのある人のスポーツの振興や就労促進等を通じて、障がいのある人とない人の相互理解の促進や障がいのある人の社会参加の推進に積極的に取り組んできたところである。しかしながら、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別及び偏見並びに障がいのある人に対する支援及び理解の不足により、障がいのある人が自らの意思により選択することを妨げられ、将来の夢や希望を諦めざるを得なかったり、その家族、特に障がいのある子の親が子を残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む等障がいのある人やその家族が社会の中で暮らすことに困難を感じ苦しんでいる状況が存在する。

我が国が障害者基本法をはじめとする国内法を整備し障害者の権利に関する条約を批准する等障がいのある人の権利の実現に向けた取組が進められる中、私たち大分県民は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別を解消するための取組を一層推進し、障がいのある人が選択の機会を確保されつつ必要な支援を受けて地域社会の中で安心して心豊かに暮らせる日を一日も早く実現しなければならない。

ここに、全ての障がいのある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえつつ、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって、誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資するため、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、障がいのある人に対する県民の理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策に関し、基本原則を定め、県及び県民の責務を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消を図るための施策の基本的な事項を定めることにより、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障がいのある人身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 障がいを理由とする差別障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為（社会的障壁の除去に伴う負担が過重でない場合に、合理的配慮を怠ることを含む。）をいう。

(4) 合理的配慮障がいのある人が障がいのない人（障がいのある人以外の者をいう。以下同じ。）と同じように日常生活又は社会生活を営むため、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障がいのある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、当該障がいのある人の家族その他の関係者からの意思の表明を含む。）があった場合において、社会的障壁の除去について、現状を変更し、又は調整し、その他必要かつ合理的な配慮をすることをいう。

（基本原則）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

(1) 全て障がいのある人は、必要な支援を受けながら、自らの意思により選択し、自分の人生を自分らしく生きることができること。

(2) 全て障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(3) 全て障がいのある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することができること。

(4) 全て障がいのある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(5) 障がいを理由とする差別の解消を図るための施策は、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じて、策定され、及び実施されること。

(6) 障がいのある人に対する理解を深めること及び障がいを理由とする差別を解消することは、全ての県民が取り組むべき課題であるという認識が共有されること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本原則にのっとり、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親等生活を主として支える者が死亡した後の生活の維持及び防災対策に関する課題その他の障がいのある人の人生の各段階において生じる日常生活及び社会生活上の課題の解消に努めるものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、第3条に規定する基本原則にのっとり、障がい理由とする差別の解消に寄与するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第6条 県は、市町村が障がいのある人に対する理解を深め、及び障がい理由とする差別の解消を図るための施策を実施するために必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がい理由とする差別の解消を図るための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障がい理由とする差別の禁止

(障がい理由とする差別の禁止)

第8条 何人も、障がい理由とする差別をしてはならない。

2 合理的配慮は、社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう適切に行われなければならない。

(福祉サービスの提供における障がい理由とする差別の禁止)

第9条 福祉サービスの提供を行う者は、障がいのある人に対して福祉サービスを提供する場合において、正当な理由なく、障がい理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(医療の提供における障がい理由とする差別の禁止)

第10条 医師その他の医療従事者は、障がいのある人に対して医療を提供する場合において、正当な理由なく、障がい理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 医師その他の医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障がい理由として、障がいのある人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。

(商品の販売及びサービスの提供における障がい理由とする差別の禁止)

第11条 商品の販売又はサービスの提供を行う者は、障がいのある人に対して商品の販売又はサービスの提供を行う場合において、正当な理由なく、障がい理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働及び雇用における障がい理由とする差別の禁止)

第12条 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいのある人に対して、障がい理由として、応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限

し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 事業主は、障がいのある人を雇用する場合において、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の労働条件について、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

3 事業主は、障がいのある人が業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、障がいのある人を解雇してはならない。

(公共的施設及び公共交通機関の利用における障がいを理由とする差別の禁止)

第 13 条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物その他の施設の所有者、管理者又は占有者は、障がいのある人に対して、建物その他の施設の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 4 号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、障がいのある人が車両等（同条第 7 号に規定する車両等をいう。以下この条において同じ。）を利用しようとする場合において、当該車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、障がいのある人の生命又は身体を保護するためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、当該車両等の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(不動産取引における障がいを理由とする差別の禁止)

第 14 条 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産取引を行おうとする者は、障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、不動産取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(情報の提供及び受領における障がいを理由とする差別の禁止)

第 15 条 不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者は、障がいのある人に情報を提供する場合において、障がいのある人が選択した情報の提供の方法によることに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、障がいのある人から情報を受領する場合において、障がいのある人が選択した意思表示の方法によっては障がいのある人の意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、情報の受領を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(教育における配慮)

第 16 条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障がいのある人が、その年

齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、教育上必要な支援を講じなければならない。

第3章 障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策

(特定相談)

第17条 何人も、障がいを理由とする差別があったときは、県に対して、当該障がいを理由とする差別に係る事案（以下「対象事案」という。）についての相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 対象事案の関係者（以下「関係当事者」という。）間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(専門相談員)

第18条 知事は、前条第2項各号に掲げる業務その他障がいを理由とする差別を解消するための取組を適正かつ確実に行わせるため、障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人の権利擁護に関し優れた識見を有すると認められる者を専門相談員として任命することができる。

2 専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

3 専門相談員は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 第1項の規定にかかわらず、県は、障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人の権利擁護に関し優れた識見を有すると認められる者に、前条第2項各号に掲げる業務その他障がいを理由とする差別を解消するための取組の全部又は一部を委託することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による委託を受けた者について準用する。

(連携及び協力)

第19条 専門相談員及び前条第4項の規定による委託を受けた者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員その他専門知識をもって障がいのある人からの相談を受ける者と連携し、及び協力し、業務を遂行するものとする。

(あっせんの申立て)

第20条 障がいのある人は、第17条第2項の特定相談を経てもなお自己に対する対象事案が解決しないときは、知事に対してあっせんの申立てをすることができる。

2 障がいのある人が意思の表明を行うことが困難である場合にあつては、当該障がいのあ

る人の家族その他の関係者が、当該障がいのある人に代わって、前項の規定によりあつせんの申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の申立ては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

（あつせん）

第21条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあつたときは、大分県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）に対し、あつせんの手続を開始するよう求めるものとする。

2 協議会は、前項の規定による求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、あつせんを行うものとする。

（1）あつせんの必要がないと認められるとき。

（2）対象事案の性質上あつせんを行うことが適当でないとして認められるとき。

3 協議会は、あつせんを行うために必要があると認めるときは、関係当事者から意見を聴取し、又は意見書その他の資料の提出を求めることができる。

4 協議会は、対象事案の解決に必要なあつせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

5 協議会は、あつせんによっては対象事案の解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

6 協議会は、あつせんを行った場合はその結果を、あつせんを行わないこととした場合はその旨を知事に報告するものとする。

（勧告）

第22条 協議会は、あつせんの申立てがあつた対象事案において障がいを理由とする差別をしたと認められる者が、正当な理由なく、あつせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず当該あつせんに従わないときは、知事に対して、当該者に当該障がいを理由とする差別を解消するために必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあつた場合において、必要があると認めるときは、当該障がいを理由とする差別をしたと認められる者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

（公表）

第23条 知事は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、その旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、意見を述べる機会

を与えなければならない。

(啓発活動等の推進)

第 24 条 県は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るため、啓発活動の推進、障がいのある人と障がいのない人の交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 雑 則

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(大分県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

2 大分県障害者施策推進協議会条例(昭和 48 年大分県条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 45 年法律第 84 号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第 10 条中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第 12 条とする。

第 9 条を第 11 条とし、第 8 条を第 10 条とし、第 7 条を第 8 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(部会)

第 9 条 協議会は、あつせんを行うため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する者 5 人をもってあつせんを行う。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、あつせん案の作成は、委員及び臨時委員の全員一致をもって行うものとする。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の議決とすることができる。

7 第 7 条第 3 項並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定は、部会について準用する。この場合

において、第7条第3項及び前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第7条第3項中「委員」とあるのは「委員又は臨時委員」と、前条第2項中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

3 臨時委員は、あっせんに関する事務が終了したときは、解任されるものとする。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第1号に規定するあっせん（以下「あっせん」という。）を行うため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

第3条に次の1項を加え、同条を第4条とする。

4 臨時委員は、学識経験のある者、障害者及びその家族を代表する者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに事業者（事業者団体を含む。）を代表する者のうちから、知事が任命する。

第2条の次に次の1条を加える。

（所掌事務の特例）

第3条 協議会は、法第36条第1項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を行う。

（1）障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（平成28年大分県条例第15号）第21条第2項の規定によりあっせんを行うこと。

（2）障害を理由とする差別の解消を図るための施策に関する事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

大分県犯罪被害者等支援条例

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族 をいう。
- 三 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- 四 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮すると

ともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村の役割等)

第8条 市町村は、地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が犯罪被害者等の支援を行うために必要な情報の提供及び助言その他の協力を行うものとする。

(連携体制の整備)

第9条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する指針)

第10条 県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等の支援に関する基本方針
- 二 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第 12 条 県は、毎年度、犯罪被害者等の支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第 2 章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第 13 条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第 14 条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第 15 条 県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、病院等への付添い、育児等に係る援助その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第 16 条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス及び学校における支援が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 17 条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 18 条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成 9 年大分県条例第 27 号）第 2 条第 1 号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第 19 条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるため、事業者に対する二次的被害の防止等に係る啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第 20 条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性につい

て県民の理解を深めるため、二次的被害の防止等に係る広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第 21 条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等の支援が適切に行われるようにするため、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものの職員等に対する二次的被害の防止に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 22 条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている大分県犯罪被害者等支援推進指針は、第 10 条第 1 項の規定により定められた犯罪被害者等の支援に関する指針とみなす。

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の基本理念及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 109 号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念に則り、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別(以下「差別」という。)の解消を推進し、人権の擁護を図ることにより、平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、国及び県と適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚を図るため、必要な教育及び啓発活動に努めるものとする。この場合において、市は、市民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するように配慮しなければならない。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別の解消を推進するための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。

(相談体制の充実)

第 4 条 市は、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。

(実態調査)

第 5 条 市は、第 2 条に規定する施策の実施に資するため、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

(審議会)

第 6 条 この条例の目的を達成するために必要な施策及びその推進に関する事項を審議するため、豊後高田市における部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権擁護に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 7 条 審議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 豊後高田市教育委員会委員
- (3) 人権擁護委員
- (4) 民生委員
- (5) 各種団体の代表

(6) 豊後高田市職員

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第9条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があるときは、関係者を会議に出席させて説明させ、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、人権・同和対策課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成30年12月20日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。

(4) 事業者等 事業者及びその他の民間団体で、市内において活動するものをいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(以下この号において「性的な言動」という。)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶者であった者を含む。)間における暴力的行為(身体的又は精神的に苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が制度又は慣行により差別されないように配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に関し、家族の一員として相互に協力し、当該家庭生活における活動と職場、学校、地域等における

活動との両立を図ることができるようにすること。

(5) 男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合えるようにすること。

(6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、その推進は国際的協調の下に行われなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職場における活動と家庭生活等における活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長し、又は是認する表現を行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更しようとするときは、豊後高田市男女共同参画推進委員会に諮問しなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(政策の立案及び決定の過程への男女共同参画)

第10条 市は、積極的改善措置として、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

(1) 市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進すること。

(2) 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進するため、当該事業者等に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

(市民及び事業者等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民及び事業者等に対し、基本理念に関する理解を深めるため、情報提供、啓発活動等を行うものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施のため、必要な情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(教育及び学習の充実)

第13条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市民への支援)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民に対し、当該活動に係る助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(事業者等に対する支援)

第15条 市は、事業者等に対し、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する自主的な取組を促進するため、助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第16条 市は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者等からの申出への対応)

第 17 条 市長は、市民及び事業者等から、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情の申出、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談又は男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

(実施状況の公表)

第 18 条 市長は、毎年、男女共同参画の進捗状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表しなければならない。

(豊後高田市男女共同参画推進委員会)

第 19 条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、豊後高田市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 20 条 委員会は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び意見を述べること。

(3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第 21 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者その他市長が適当であると認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(任期)

第 22 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 23 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 24 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 25 条 委員会の庶務は、人権・同和対策課において処理する。

(委任)

第 26 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(豊後高田市男女共同参画推進委員会条例の廃止)

2 豊後高田市男女共同参画推進委員会条例(平成 20 年豊後高田市条例第 4 号)は、廃止する。

(豊後高田市男女共同参画推進委員会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の豊後高田市男女共同参画推進委員会条例の規定により委嘱されている委員並びに互選されている会長及び副会長は、この条例の規定により委嘱され、又は互選されたものとみなす。ただし、委員の任期は、この条例の施行の際における委員の任期としての残任期間に相当する期間とする。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

(3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われるひぼう中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。

(4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っているものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、国、県、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものと相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援を行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅(豊後高田市営住宅条例(平成17年豊後高田市条例第129号)第2条第1号に規定する市営住宅をいう。)への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、二次的被害の防止、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(支援の制限)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊後高田市人権施策推進本部設置要綱

平成 18 年 11 月 28 日

／豊後高田市訓令第 11 号／豊後高田市教育委員会訓令第 5 号／
改正 平成 19 年 3 月 30 日／訓令第 21 号／教育委員会訓令第 5 号／

(設置)

第 1 条 豊後高田市人権施策基本計画に係る施策について、本市における連絡調整を図り、総合的かつ効果的に推進するため、豊後高田市人権施策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市の人権施策に関する基本的事項に関すること。
- (2) 本市の行う人権施策に関する事業についての連絡及び調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条の目的達成のため、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、市長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

(部会)

第 6 条 第 2 条に規定する事項のうち、専門的な事項について調査及び検討を行わせるため、推進本部に部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、人権・同和対策課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に

定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日／訓令第 21 号／教育委員会訓令第 5 号／)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。